平成３０年（フ）第２１１６号
東京都江戸川区北小岩２丁目９－８－202
債務者　大崎　美奈
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１１９号
東京都世田谷区南烏山１丁目８－24　アヴィオン216
債務者　新道　牧子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１２０号
東京都足立区花畑４丁目28－１　ロゼハウス171　301
債務者　山口　香織
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１２１号
東京都杉並区和田３丁目７－12
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１２２号
東京都江東区東雲１丁目９－32－1303
債務者　高橋　典子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１２３号
東京都江戸川区春江町１丁目２－２－1111
債務者　山崎　和則
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１２９号
東京都世田谷区世田谷４丁目17－19　世田谷第２オリンピックマンション201
債務者　久松　経鼓（旧名京子）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１３０号
東京都江東区塩浜２丁目10－４－209
債務者　西島千惠子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１３９号
東京都町田市森野４丁目８－１－902
債務者　木村　良子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１４３号
東京都江戸川区小松川４丁目104
債務者　白石　一男
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１４７号
東京都小金井市貫井南町１丁目27－14－304
債務者　小川　和博
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１５０号
東京都練馬区桜台３丁目32－10－102
債務者　佐々木康宏
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４５号
神奈川県藤沢市大庭5251番地の４　エルフラットタケトミ102
債務者　岡村雄太朗
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８１号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目４番56－104号
債務者　吉田　健治
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部